

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令案について

【概要】

雇用均等・児童家庭局
職業家庭両立課

1. 制定の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）の施行に伴い、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく次世代育成支援対策推進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 122 号）を以下のとおり改正することとする。

2. 内容

I 一般事業主行動計画の策定及び変更に係る届出の改正

一般事業主が次世代法第 12 条第 1 項又は第 4 項に基づく一般事業主行動計画の策定の届出等について、女性活躍推進法第 8 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づく一般事業主行動計画の策定の届出等と一体的に行うことが可能となるよう、所要の改正を行う。

II その他

その他所要の措置を講ずる。

3. 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日（一部については公布日）

4. 根拠法令

次世代法第 12 条第 1 項及び第 4 項等